

令和 7 年度静岡県立工科短期大学校の魅力広報活動業務
企画提案実施要領

1 事業の概要

(1) 事業の目的

これまで知られていなかった静岡県立工科短期大学校の魅力を伝えきる広報活動を挑戦的に実施する。

本校の魅力の再発見と向上、興味関心の醸成、オープンキャンパスへの誘導等により学生確保を達成し、学生、地域、企業、職員、関係者すべてがわくわく感を持ち、良好な関係を構築する。

(2) 業務名

令和 7 年度静岡県立工科短期大学校の魅力広報活動業務

(3) 実施期間

契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 23 日（月）まで

(4) 契約限度額

4,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

2 参加に係る資格要件

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 本業務に類似する業務の履行実績を有し、最近 1 か年において、都道府県税（法人事業者は法人事業税及び法人都道府県民税、個人事業者は個人事業税）並びに消費税及び地方消費税を完納していること。

(3) 静岡県の一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(5) 静岡県暴力団排除条例第 6 条第 1 項の規定により、次のアからキまでのいずれかにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

- オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

3 業務の内容及び求める水準

(1) 業務の内容

有意性のあるターゲットへ、高い就職率、実習の内容に加え、受験意欲を喚起する本校の魅力を、進学情報アプリへの掲載・SNS 広告配信による誘導ほか効果的な広報活動を実施する（別添仕様書のとおり）。

ア 進学情報アプリへの本校の魅力掲載

イ 本校 HP への誘導を促す SNS 広告配信

ウ その他効果的な広報活動

- ・上記ア、イを効果的にする複数の媒体を活用したメディアクロス等、目的を達成する自由提案

エ 効果測定

- ・広報活動の効果測定（定量・定性）を行い、都度、報告（報告書の提出及び説明）
- ・次回への提案

(2) 求める水準

ア 他教育機関が行う広報活動と同等以上の質と量に加え、新規・独自性による差別化

4 応募方法

(1) 参加申込

企画提案に参加を希望する者は、参加申込書（様式第 1 号）及び宣誓書（様式第 2 号）を提出する。

提出期限：令和 7 年 5 月 15 日（木）正午必着

提出先：静岡県立工科短期大学校沼津キャンパス教務課（メール又は持参又は送付）

※ 持参以外の方法による場合、電話等にて受領確認を行うこと。

(2) 説明会、質問

日時：令和 7 年 5 月 9 日（金）午前 10 時

場所：静岡県立工科短期大学校 静岡キャンパス

説明会での質疑のほか、質問を令和 7 年 5 月 8 日（木）正午まで問合せ先（下記 9）あてメールにて受付け（メールの旨を電話にて着信確認すること）、回答を令和 7 年 5 月 13 日（火）までに静岡県立工科短期大学校ホームページ（URL <https://scot.ac.jp>）に掲載する。

(3) 企画提案書の提出

提出期限：令和 7 年 5 月 22 日（木）午後 4 時まで

提出先：静岡県立工科短期大学校沼津キャンパス教務課あて
データをメール及び持参又は送付

(4) プレゼンテーション（企画提案）と審査

日時：令和7年5月下旬～6月上旬

場所：静岡県立工科短期大学校 静岡キャンパス

内容：説明 15 分、質疑応答 15 分（詳細は参加者に迫って連絡）

5 提出書類と選定基準

(1) 提出書類

ア 企画書 5 部

イ 業務体制表 5 部（責任者・担当者の氏名・経験年数、過去類似実績、連携先等）

ウ 見積書 1 部（総額と内訳）

エ 上記アからウの電子データ

(2) 選定基準

ア 企画性

- ・期待する企画の表現（理解度、現状分析からの立案、実施媒体の特性（ユーザー層、規模）等）

- ・実現可能性の担保（内容・スケジュールが現実的か等）

イ 業務遂行能力

- ・企画を遂行できる体制、スタッフ等の担保ほか能力

- ・信頼しうる実績を有する

ウ その他配慮すべき点

- ・社会的取組（男女共同参画、障害者雇用、子育て支援等 SDGs の達成に向けた取組）を行っているか等

6 選定及び契約

(1) 県が設置する審査委員会により内容を審査し、協議の上、契約候補者を原則公開で選定する。

(2) 5 者を超える参加の際、事前審査を書面にて事務局で実施する場合がある。

(3) 県は選定された契約候補者と契約の交渉を行い、契約限度額の範囲内において契約する。

7 選定結果の伝達方法及び選定結果に対する説明

(1) 選定結果は、審査委員会翌営業日に企画提案者にメールで通知する。

(2) 選定結果に対する説明を希望する場合は、電話又は面会により応じる。

8 その他

(1) 参加に要した費用は、参加者の負担とする。

(2) 提出された書類は返却しない。

(3) 提出された書類は、県及び選定委員会で使用する場合に限り、複写を行う場合があ

る。

(4) 契約に当たり、契約額の範囲内で内容を変更する場合がある。

9 問合せ先

〒410-0022 静岡県沼津市大岡 4044-24

静岡県立工科短期大学校沼津キャンパス教務課 菅野、窪川原

電話番号 055-925-1073

FAX 番号 055-925-1115

E-mail koutan_kyoumu_numazu@pref.shizuoka.lg.jp